

社援発 0331 第 41 号
障 発 0331 第 4 号
こ 支 障 第 89 号
令和 7 年 3 月 31 日

都 道 府 県 知 事
政 令 市 ・ 中 核 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 長
地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長

殿

厚生労働省社会・援護局長
障害保健福祉部長
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス等における外国人介護人材の訪問系サービス従事の
留意点について

EPA介護福祉士候補者や、技能実習「介護」及び特定技能「介護」の在留資格で介護業務に従事する外国人については、訪問系サービスにおける従事は認められていなかったところであるが、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」における中間まとめ（以下、単に「中間まとめ」という。）の結論を踏まえ、令和7年4月より順次、一部の訪問系サービスの従事を認めることとし、その際、受入事業者において遵守する必要がある事項等については、「外国人介護人材の訪問系サービス従事における留意点について」（令和7年3月31日付け社援発 0331 第 40 号、老発 0331 第 12 号。以下「留意点通知」という。）においてお示したところである。

また、中間まとめにおいては、訪問系サービスに外国人介護人材が従事するにあたっての具体的な対応については、障害福祉サービスについても同様と考えられるとされたところである。

障害福祉サービス等における外国人介護人材の訪問サービス従事における留意点については、基本的に留意点通知のとおりであるが、その対象サービス等の詳細について下記のとおりお示しするので、ご了解願いたい。また、各自治体におかれては、貴管内市町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方を願います。

記

一 対象となる訪問系サービスについて

(1) 留意点通知三以降の対応が求められる訪問系サービス

中間まとめにおいて、訪問系サービスについては、日本人同様に介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提に、外国人介護人材の従事を認めるべきとされていることを踏まえ、障害福祉サービス等についても同様に、各サービスを実施するにあたり求められる有資格者等であることを要件に、外国人介護人材の従事を可能とする。その従事にあたっては、留意点通知三以降の対応（外国人介護人材を訪問系サービスに従事させる際の遵守事項等）が求められることに留意すること。

具体的に対象となる訪問系サービスとしては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び移動支援事業並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する居宅訪問型児童発達支援とする。

対象の各サービスに従事するにあたっては、上記のとおり、サービスごとに従事するために必要とされている研修課程の修了等の要件（別表参照。ただし、生活援助従事者研修課程（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程をいう。）のみを修了した場合を除く。以下同じ。）を満たす必要があることとする。また、①重度障害者等包括支援、②移動支援事業、③居宅訪問型児童発達支援については、それぞれ下記の事項を満たす必要があることとする。

①重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援においては、訪問系サービスを提供するにあたって研修課程の修了等の要件は求められていないところであるが、外国人介護人材の従事にあたっては、その提供することとなる各訪問系サービスについて、サービスごとに従事に必要となる研修課程の修了等の要件を満たしている場合に、外国人介護人材の従事を可能とする。

②移動支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な事業形態による事業を計画的に実施するものであるが、移動支援事業については、一定の研修修了を要件として、外国人介護人材の移動支援事業への従事を可能とする。

一定の研修修了の要件とする研修については、次に事例として示す都道府県が実施する移動支援事業の従業者を養成するための研修を参考として、都道府県における研修の実施状況を把握した上で、地域における事業の必要な量の見込みや、利用者に対するケアの質の担保に留意し、市町村において適切に判断されたい。あわせて、受入事業者に対しては、所在する市町村へ、対象となる研修を確認するよう周知徹底方を願います。

なお、移動支援事業の利用形態については、マンツーマンによる支援である個別支援型、複数人の利用者への支援であるグループ支援型、福祉バス等の巡回による送迎支援である車両移送型が想定されるところであるが、車両移送型においては、車両内

及び乗降時の介護が想定され、技能実習制度で求められている「身体的介護の技能の修得」には満たないことから、外国人介護人材の従事の対象外となることに留意すること。

(都道府県が実施する移動支援事業の従業者を養成するための研修事例)

- ア 実務者研修
- イ 介護職員初任者研修
- ウ 居宅介護職員初任者研修
- エ 障害者居宅介護従業者基礎研修
- オ 重度訪問介護従業者養成研修（基礎研修）
- カ 同行援護従業者養成研修（一般課程）
- キ 行動援護従業者養成研修
- ク 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）
- ケ 旧外出介護従業者養成研修に相当すると都道府県が認める研修
- コ その他の都道府県が実施する移動支援事業の従業者を養成するための研修

③居宅訪問型児童発達支援

訪問支援員に求められる要件のうち、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）第 71 条の 8 第 2 項に規定する「障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務」に 3 年以上従事した者である場合は、外国人介護人材の従事を可能とする。

（2）訪問入浴サービス

中間まとめにおいて、介護保険制度における訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護を含む。以下同じ。）については、現行認められている施設系サービスと同様、複数人でのサービス提供が必要なサービスであることを踏まえ、受入事業者において適切な指導体制等を確保した上で、職場内で実務に必要な入浴等の研修等を受講することにより、外国人介護人材の従事を認めることとしたことを踏まえ、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業として実施する訪問入浴サービスについても同様に、複数人でのサービス提供を行うことを要件に、外国人介護人材の従事を可能とする。

なお、サービスの提供に当たっては、一定の経験のある職員とチームでサービス提供に当たる等、サービス提供の安全性を確保するための体制をとることに留意すること。

また、留意点通知二において示している、訪問入浴介護における指導体制等の確保や研修受講・キャリアアップ等の支援の内容については、訪問入浴サービスにおいても同様の対応が必要なことに留意すること。

二 外国人介護人材を訪問系サービスに従事させる際の遵守事項等について

障害福祉サービス等における外国人介護人材を訪問系サービスに従事させる際の基本的考え方、遵守事項、求められる事項、配慮事項等についても、留意点通知に記載の内容と同様であることから、留意点通知を参照すること。

特に障害福祉サービス等の提供にあたっては、傾聴、受容、共感等のコミュニケーションスキルやコミュニケーション方法を含め、障害特性に応じた支援が必要であり、留意点通知三①の研修実施や留意点通知三②の同行訪問等によるOJTの実施においては、利用者ごとに求められる支援内容や配慮すべき内容は異なるものであることから、その点に十分に留意の上、必要な対応を行うこと。また、留意点通知五①のとおり、外国人介護人材の訪問先の選定にあたっては、利用者である障害者の状態像はそれぞれ異なることから、利用者の障害種別、障害の程度・状態等も十分に踏まえ、外国人介護人材のコミュニケーション能力（コミュニケーション方法を含む）や介護技術の状況・意向等を考慮し、訪問先の選定を行うとともに、利用者やその家族に事前に丁寧な説明を行うこと。

なお、留意点通知六に記載のとおり、訪問系サービスに従事する外国人介護人材を受け入れる事業所について、巡回訪問等実施機関が留意点通知の遵守状況等を確認することとしているなど、施行後の状況を確認していくこととしているので、ご留意いただきたい。

また、ハラスメント対策については、障害福祉分野においても、「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」を国において作成していることから、積極的な活用を図られたい。

外国人材のキャリアアップ等の支援については、国が民間団体に補助し実施している、介護の日本語等の学習教材の作成や、国家試験対策講座の実施などの事業について、障害福祉分野でも活用可能であることから、外国人介護人材や受入事業者においては、積極的に活用いただきたい。また、障害福祉現場の介護業務の負担軽減のため、障害福祉分野でも、介護ロボットやICTの導入支援事業も設けており、都道府県においては積極的に活用いただきたい。

(別表) 外国人介護人材の従事の要件

○が付いている類型に該当する場合に従事可能とする。

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
①介護福祉士 ②実務者研修修了者	○	○	○ (実務1年)	×
③居宅介護職員初任者研修課程修了者 ④介護職員初任者研修課程修了者	○	○	○ (実務1年)	×
⑤障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者	○	○	○ (実務1年)	×
⑥重度訪問介護従業者養成研修課程修了者（基礎課程）	○ (※1)	○	×	×
⑦生活援助従事者研修課程修了者	×	×	×	×
⑧同行援護従業者養成研修課程修了者（一般課程）	×	×	○	×
⑨行動援護従業者養成研修課程修了者 ⑩強度行動障害支援者養成研修修了者（基礎研修及び実践研修）	×	○	×	○ (実務1年)

(※1) 直接処遇経験が必要。

(※2) (実務1年)と記載がある類型は、1年の実務経験を積んでいることを要件とする。

なお、ここでの実務経験は、各サービスの従事にあたり求められるものであり、留意点通知四①にある外国人介護人材が訪問系サービスの従事にあたり求められる実務経験とは異なる内容を指していることに留意すること。